

令和6年4月1日

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定による改正前の地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、広島市医師会運営・安芸市民病院の診療費等に係る未収金の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人 館野法律事務所
代表者 弁護士 館野 完

2 委託した期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで